

# 指定通所介護 運営規程

社会福祉法人 すみれ福社会

社すみれ園デイサービスセンター

## 指定通所介護事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人すみれ福祉会が開設する指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

5 前項における評価の結果を公表するものとする。

6 施設の長は、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

7 施設は、その運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社すみれ園デイサービスセンター
- 二 所在地 兵庫県加東市藤田字東山944-27

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (併施設等の施設長又は通所介護従業者と兼務)  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 2人以上  
生活相談員は利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- 三 介護職員 4人以上  
介護職員は利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- 四 看護職員 1人  
看護職員は主に利用者の健康管理や療養上の世話をを行うが、日常生活上の介護、介助等も行う
- 五 機能訓練指導員 1人 (兼務)  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時30分から午後4時45分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 給食サービス
- 二 入浴サービス
- 三 送迎サービス
- 四 生活相談 (相談・援助等)
- 五 健康チェック
- 六 レクリエーション
- 七 個別的及び集団的機能訓練指導
- 八 栄養改善指導
- 九 口腔機能向上指導

(指定通所介護の利用料等)

第 8 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた 1 割、2 割又は 3 割の額とする。(厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。)

2 事業所は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

一 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又はサービス費用基準額を超える費用

三 食材料費

四 オムツ代

五 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項第 1 号から第 5 号までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、加東市、小野市、西脇市、加西市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

一 入浴サービスを利用する際の留意事項

入浴前、看護職員による体温、血圧などのチェックにより体調不良の場合、入浴サービスを中止することがある。

二 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

機能訓練機器を使用する場合には、利用方法をできる限り周知し、事故のないよう機能訓練指導員、介護職員の管理のもとで行うものとする。

三 送迎サービスを利用する際の留意事項

定期的な送迎コースを交通の安全性、効率性を考慮し設定しているため、自己の都合でそれを変更しないものとする。また、乗降の際は足元に気を付けて、介護職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 1 2 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第 1 3 条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 1 4 条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 1 5 条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 1 6 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第 1 7 条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成 21 年 2 月 2 日より施行する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 22 年 2 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 26 年 2 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 3 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。